

特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の  
具体的な手続について(その2)

令和元年10月16日  
原子力規制庁

1. 経緯

(略)

2. 令和元年度第12回原子力規制委員会了承された手続について

(略)

3. 定期検査期間中の発電用原子炉施設に対する使用の停止命令について

(略)

#### 4．定期検査期間中に満了日が到来する場合の対応について

以上を踏まえると、 の時点（満了日の約1週間前）において、満了日には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠<sup>1</sup>によって明らかである発電用原子炉施設には、上記3．と同様に、重ねて使用の停止を命ずる必要はないため、命令を発出しないこととしたい。

なお、 の時点（満了日の約6週間前）又はそれより前の時期であっても、満了日には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠によって明らかといえる場合には、あえて の手続に着手する必要はないため、手続に着手しないこととしたい。

---

<sup>1</sup> 例えば、満了日までに発電用原子炉施設を冷温停止状態となっているように措置し、特重施設の使用前検査が合格するまでの間はその状態を継続する意思を、設置者として表明した文書などが考えられる。